

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 4 月 18 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三日市地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 4 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・集積を行う場合は、農地中間管理機構を利用する。

6. 地域農業の将来性のあり方

当地区は、平成 18 年に以前より活動していた機械共同利用組織を発展させ、（有）ファーム三日市を設立し、地域内の水田を集積し農業の振興を図っているが、地域の高齢化に伴い担い手が不足している状況である。

今後、農業を継続して行うため、新規就農者を積極的に受け入れるとともに、新たな集積を行い、付加価値の高い作物の生産等に取り組み地域の発展を図る。